

公立大学法人和歌山県立医科大学理事職務分担細則

制 定 平成18年4月1日和医大規程第35号

最終改正 令和6年3月19日和医大規程第119号

(理事の職務分担)

第1条 公立大学法人和歌山県立医科大学副理事長及び理事に関する規程第5条に規定する理事の職務分担は、次のとおりとする。

担当	職務の内容
全理事	中期目標・中期計画に関する事 産官学連携に関する事 外部資金の導入に関する事 社会貢献に関する事 人材育成に関する事
総務	将来計画に関する事 組織・制度に関する事 予算編成に関する事 施設整備に関する事 大学評価・改善に関する事 人事に関する事 労務管理・安全衛生管理に関する事 情報公開・広報に関する事 知的財産に関する事
財務	財務管理に関する事 予算執行・決算に関する事 資産運用に関する事 経営戦略に関する事
教育・研究	教育研究戦略に関する事 教育研究支援に関する事 学生に関する事 入学試験に関する事 FD、授業評価に関する事 生涯学習に関する事 自己点検評価に関する事 国際交流・国際貢献に関する事 留学生に関する事
医療	附属病院の将来計画に関する事 附属病院の予算編成・執行に関する事 附属病院施設及び医療備品の整備に関する事 附属病院の経営に関する事 医療安全に関する事 地域医療との連携及び支援に関する事 医療に係る情報公開・広報に関する事 その他医療活動全般に関する事

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。